

○北中城村地域活性化キャラクターイラスト、ロゴ等使用要綱

(平成 27 年 6 月 1 日訓令第 18 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、北中城村を広く PR するために作成した北中城村地域活性化キャラクターのイラスト、ロゴ等（以下「イラスト等」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、北中城村（以下「村」という。）の振興に寄与することを目的とする。

(イラスト等に関する権利)

第 2 条 イラスト等に関する一切の権利は、村に属する。

(申込み)

第 3 条 イラスト等の使用を希望する者は、あらかじめ北中城村地域活性化キャラクターイラスト、ロゴ等使用申請書（様式第 1 号。以下「使用申請書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、北中城村長（以下「村長」という。）に提出しなければならない。

- (1) イラスト等の使用内容がわかるもの
- (2) その他村長が必要と認めるもの

(使用の承認)

第 4 条 村長は前条の申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が村の PR や振興に寄与すると認めるときは、使用を承認することができる。

2 村長は使用承認のために必要があると認める場合は、イラスト等の使用について条件を付すことができる。

3 村長は、使用承認を行ったときは、北中城村地域活性化キャラクターイラスト、ロゴ等使用承認書（様式第 2 号。以下「承認書」という。）をもって申請者へ通知する。

(使用承認の制限)

第 5 条 イラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、村長は承認しないものとする。

- (1) 北中城村の品位を傷つけ、又はイメージアップの妨げになるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教活動について支援し、公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

- (4) 第三者の利益を害するものと認められるとき。

- (5) イラスト等のイメージを損なうおそれのあるとき。

- (6) イラスト等の著しい変形をして使用するおそれのあるとき。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、イラスト等の使用について村長が不適切であると認めたとき。

2 村長は、イラスト等の使用承認を行わないときは、北中城村地域活性化キャラクターイラスト、ロゴ等使用不承認書（様式第 3 号。以下「不承認書」という。）をもって申請者へ通知する。

(承認期間)

第 6 条 承認期間は原則として、最長 2 年間とする。ただし、書籍、映像作品等での使用のときは、この限りでない。

(使用料)

第 7 条 イラスト等の使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 8 条 イラスト等の使用を承認された者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用内容のみで使用すること。

- (2) 承認を受けた権利を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) その他、村長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用内容の変更等)

第9条 イラスト等を使用する者（以下「使用者」という。）が、承認された使用内容について変更をしようとする場合はあらかじめ北中城村地域活性化キャラクターイラスト、ロゴ等使用変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）及び村長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 村長は前項に定める変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適當と認めるときは、これを承認し、北中城村地域活性化キャラクターイラスト、ロゴ等使用変更承認書（様式第5号。以下「変更承認書」という。）をもって通知する。

(承認の取り消し等)

第10条 村長は次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は承認が取り消された場合、承認取り消しの日からイラスト等を使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合。
- (2) 使用者が第4条2項の使用承認に付した条件に違反した場合。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合。
- (4) 第5条の各号のいずれかに該当した場合。
- (5) その他、イラスト等の使用が不適当であると認められる場合。

- 2 村長は、前項の要綱により使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、村は一切の責任を負わないものとする。

- 3 村長は、使用者にキャラクター等の使用状況について報告させ、又は調査することができる。

(使用の非独占性)

第11条 イラスト等を使用する者は、村長が承認した用途のみで使用することとし、使用者が自己的商標とするなど、独占してイラスト等を使用する権利を付与し、かつ商品、使用者等について村の推奨を行うものではない。

(経費の負担)

第12条 村は、本要綱によりイラスト等の使用承認を行ったものに対し、申請に要した費用及び使用の実施に伴う経費又は役務を負担しない。

(村の責任)

第13条 村は、イラスト等の使用を承認したことによる損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者がイラスト等を使用した商品の瑕疵により、第三者に損害または損失を与えた場合、これに対し全責任を負い、村に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。また、村は、損害賠償及びその他の法律上的一切の責任を負わない。

- 3 イラスト等の使用に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、使用者は村からの請求に応じ、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 村長は、イラスト等の使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、イラスト等の使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。